

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドン・キホーテ所沢宮本町店  
埼玉県所沢市宮本町二丁目二十五番地十一号
- ロ 変更の概要
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）日本アセットマークテイング株式会社 代表取締役 白濱満明  
東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後）日本アセットマークティング株式会社 代表取締役 平田一馬  
東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

大規模小売店舗において小売者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治  
東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五F

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹  
東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

令和四年六月二十九日外

ニ 届出年月日

令和四年八月九日

#### 二 縦覧期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課